

部分意匠に関する判決研究

平成 25 年度意匠委員会第 2 委員会 部分意匠部会

内藤 拓郎, 大畑 敏郎, 谷崎 政剛, 加藤 恒久 (部会長)

要 約

平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月までの 8 件の部分意匠関連の判決を検討した。

目次

- I 「人工歯」事件
- II 「側部観察窓付き容器」事件
- III 「角度調整金具揺動アーム」事件
- IV 「マンホール用蓋受枠」事件
- V 「呼吸マスク」事件
- VI 「貼り薬」事件
- VII 「マンホール用蓋受枠」事件 (控訴審)
- VIII 「転写ロール」事件

	事件番号	審決番号	本願意匠	引用意匠
A	平成 24 年(行ケ)第 10105 号	不服意願 2011-3122	願 2008-016902	登録第 1197533 号
B	平成 24 年(行ケ)第 10106 号	不服意願 2011-3123	願 2008-016903	登録第 1197059 号
C	平成 24 年(行ケ)第 10107 号	不服意願 2011-3125	願 2008-016906	登録第 1197056 号
D	平成 24 年(行ケ)第 10108 号	不服意願 2011-3126	願 2008-016914	登録第 1197533 号
E	平成 24 年(行ケ)第 10109 号	不服意願 2011-3127	願 2008-016915	登録第 1197059 号
F	平成 24 年(行ケ)第 10110 号	不服意願 2011-3129	願 2008-016918	登録第 1197056 号

I 「人工歯」事件

1. 事件番号：平成 24 年(行ケ)第 10105 号, 同第 10106 号, 同第 10107 号, 同第 10108 号, 同第 10109 号, 同第 10110 号
2. 事件の種別：審決取消
3. 裁判所：知財高裁第 2 部
4. 判決日：平成 24 年 11 月 26 日
5. 意匠登録番号：(A) 登録第 1474697 号, (B) 同第 1474698 号, (C) 同第 1474699 号, (E) 同第 1474700 号, (F) 同第 1474701 号 (下記本願意匠 D に相当する意匠登録なし。)

6. 結論：認容

7. 判決要約

・事件の概要

原告が、物品を「人工歯」とする下記 6 件の意匠出願 (意匠 A~C が全体意匠, D~F が A~C それぞれの部分意匠) を行ったところ, 引用意匠に類似する (3 条 1 項 3 号) として拒絶査定を受けた。原告は, これを不服とし審判請求したが, そのいずれについても請求不成立審決がなされたため, 当該審決の取り消しを求めた事案である。

・判決の要約 (頁数の都合から, 部分意匠に係る本願意匠 D~F に関する部分のみ要約する。)

(1) 争点

原告は, 審決の意匠の類否判断の誤りについて争った。

(2) 結論

裁判所は, 審決は, 本願意匠と引用意匠の相違点を看過し, 意匠の類否判断を誤ったものであると判示とした。

(3) 裁判所の判断理由

裁判所は, まず本物品の需要者について, 「人工歯を用いて義歯等を調整するのは歯科技工士であるから, 人工歯の需要者はまずは歯科技工士であり, 歯科技工士に発注する歯科医も間接的な需要者である。」と認定した上で, 「これら人工歯の需要者は, 天然歯の形状を出発点として, 咬合やそしゃくの機能に合致するか否かの観点を第一的に念頭に置き, 製造業者や販売業者から供給される人工歯を観察するが, 二次的には施術の容易性や義歯床への接合具合, 審美性の観点, そして意匠上の観点ではないが材質も考慮に入れ

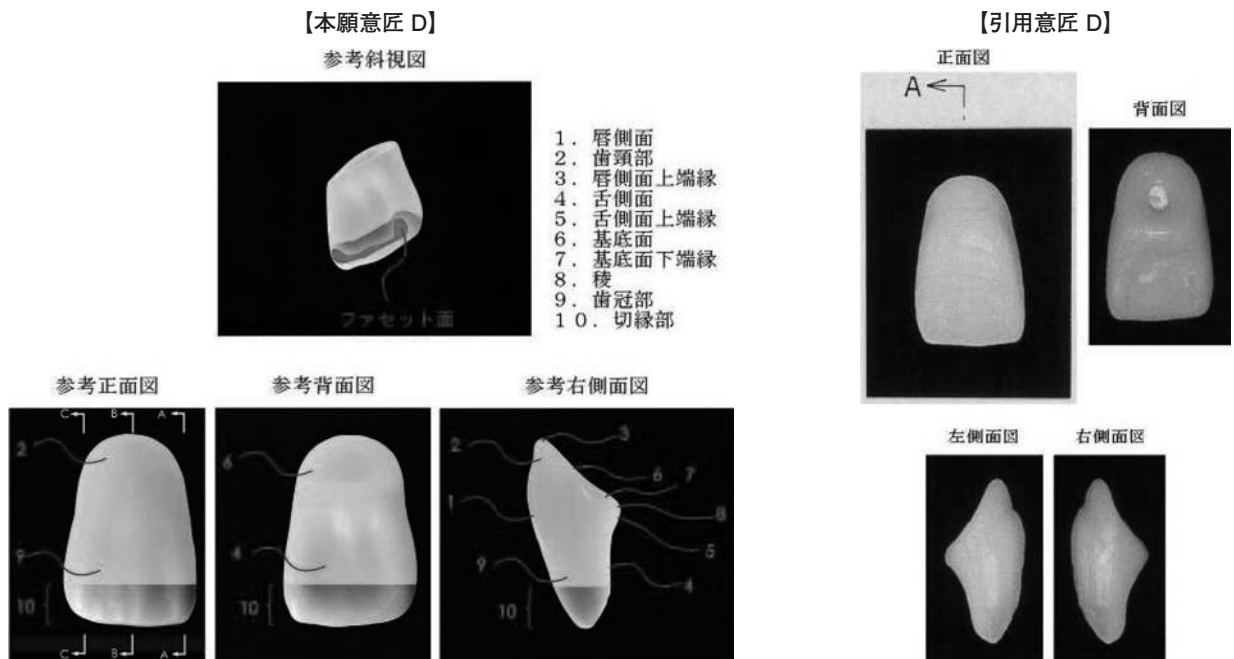
ながら、供給される人工歯を観察する。…天然歯の持つ形態に由来する基本的特徴部分は、以上の観点からみて、人工歯に係る意匠の類否判断において、共通点としての位置付けは小さいものというべきである。」として、本願の物品性を考慮した類否判断の基準を示した。

また、意匠の形態の面では、本願意匠 D・E と引用意匠 D・E については、それぞれ基本的構成態様が共通するが、本願意匠 D・E は、「切縁部近傍の舌側面の一部に、下顎歯との噛み合せを予定した小さな平面部であるファセット面が設けられている」点でそれぞれの引用意匠と相違するとし、また、本願意匠 F と引用意匠 F については、「その全体形状の大まかな構成は共通であるが、本願意匠 F には、切縁部近傍の唇側面の一部に、上顎歯との噛み合せを予定した小さな平面部であるファセット面が設けられている」点で引用意匠 F と相違するとして、審決で看過された新たな相違

点を認定した。

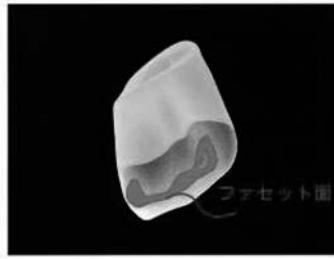
その上で、本願意匠 D・E・F は、「歯科治療の専門家である歯科医等の需要者に対し、咬合調整の容易化を目指した機能的部分が設けられていることに伴う印象、美感を生じさせるものであるし、需要者が歯科治療、咬合調整の際に強く着目する部分に関する事柄であることにかんがみれば、天然歯の模倣を基調とする人工歯の意匠にあっても、かかる印象は」、各引用意匠との共通点（基本的構成態様を含む）から生じる印象に埋没することはないとし、審決が摘示するその他の相違点（本願意匠 D については両下隅の正面形状、同 E については切縁部先端の形状及び舌面の凹部の態様、同 F については正面及び側面形状）も合わせて考えれば、本願意匠 D・E・F とそれぞれの引用意匠 D・E・F は、需要者に対して異なる美感を生じさせるというべきであって、類似しないものというべきである、と判示した。

8. 図面



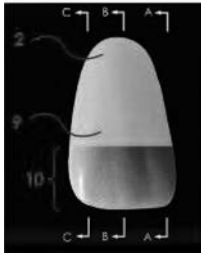
【本願意匠 E】

参考斜視図

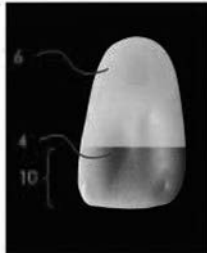


1. 唇側面
2. 歯頸部
3. 唇側面上端縁
4. 舌側面上端縁
5. 舌側面上端縁
6. 基底面
7. 基底面下端縁
8. 稜
9. 歯冠部
10. 切縁部

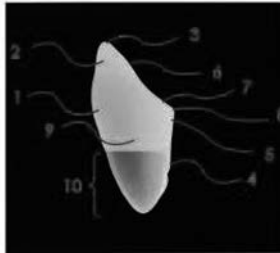
参考正面図



参考背面図



参考右側面図



【引用意匠 E】

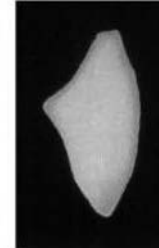
正面図



背面図



左側面図

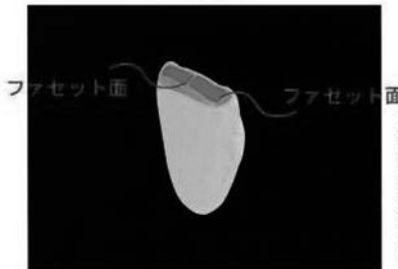


右側面図



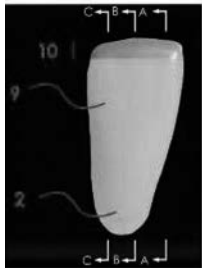
【本願意匠 F】

参考斜視図

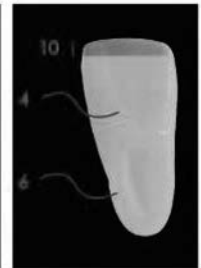


1. 唇側面
2. 歯頸部
3. 唇側面下端縁
4. 舌側面下端縁
5. 舌側面下端縁
6. 基底面
7. 基底面上端縁
8. 稜
9. 歯冠部
10. 切縁部

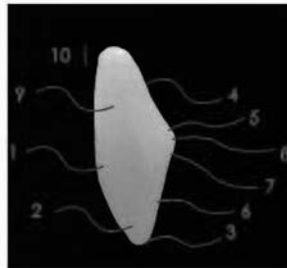
参考正面図



参考背面図



参考右側面図

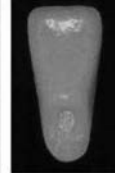


【引用意匠 F】

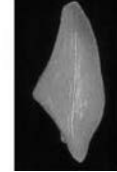
正面図



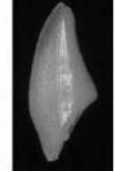
背面図



左側面図



右側面図



(担当者：内藤拓郎)

II 「側部観察窓付き容器」事件

1. 事件番号：平成 24 年(行ケ)第 10026 号，同第 10027 号，同第 10028 号，同第 10029 号，同第 10030 号，同第 10031 号，同第 10032 号，同第 10033 号

2. 事件の種別：審決取消

3. 裁判所：知財高裁第 4 部

4. 判決日：平成 24 年 7 月 4 日

5. 意匠登録番号：出願拒絶のため，登録番号なし。

6. 結論：棄却

7. 判決要約

・事件の概要

原告が，物品を「側部観察窓付き容器」とする下記 8 件の意匠出願を行ったところ，引用意匠・周知意匠より創作容易（3 条 2 項）であるとして拒絶査定を受けた。原告は，これを不服とし審判請求したが，そのいずれについても請求不成立審決がなされたため，当該審決の取り消しを求めた事案である。なお，当該 8 件は，いずれも，容器本体の透明な観察窓を設けた周面（ただし，事件 1，2，7，8 については，容器本体の底面も含む）に係る部分意匠の出願である。

	事件番号	審決番号	本願意匠	引用された公知の形態
1	平成 24 年(行ケ)第 10026 号	不服 2011-1778	意 願 2009-010305	引用意匠 1, 2 周知意匠 1, 2, 3
2	平成 24 年(行ケ)第 10027 号	不服 2011-1774	意 願 2010-000502	引用意匠 2, 3 周知意匠 1, 2, 3
3	平成 24 年(行ケ)第 10028 号	不服 2011-1776	意 願 2009-010304	引用意匠 1, 2, 4 周知意匠 1, 2, 3
4	平成 24 年(行ケ)第 10029 号	不服 2011-1775	意 願 2010-000518	引用意匠 2, 3, 4 周知意匠 1, 2, 3
5	平成 24 年(行ケ)第 10030 号	不服 2011-1780	意 願 2009-010303	引用意匠 1, 2, 4 周知意匠 1, 2, 3
6	平成 24 年(行ケ)第 10031 号	不服 2011-1777	意 願 2010-000513	引用意匠 2, 3, 4 周知意匠 1, 2, 3
7	平成 24 年(行ケ)第 10032 号	不服 2011-1781	意 願 2009-010306	引用意匠 1, 2 周知意匠 1, 2, 3
8	平成 24 年(行ケ)第 10033 号	不服 2011-1779	意 願 2010-000503	引用意匠 2, 3 周知意匠 1, 2, 3

・判決の要約：

(1) 争点

原告は，各審決の判断につき，以下の点を争った（争点は，上記 8 件の審決とも共通）。

イ 審判における拒絶理由通知に関する手続違背（取消事由 1）

拒絶理由通知にない周知意匠 1 乃至 3 を実質的証拠として引用した審決には，これらの周知意匠が立証不

要な程度に周知性が高いものではないことから，引用に当たり，原告に反論の機会を与える（拒絶理由を通知すること（50 条 3 項で準用する特許法 50 条）を怠った手続違背がある。

ロ 引用意匠及び周知意匠の公然性に係る判断の誤り（取消事由 2）

引用意匠及び周知意匠が 3 条 2 項の「公然知られた形状等」に該当するためには，それらが，本願の優先日前に，日本国内又は外国において現実に不特定の者に知られたという事実，又は公然知られたものとなっていた事実を優に推認することができる状況が必要であり，実際に特許庁のデータベースに不特定の人間がアクセスしたか否かが不明である以上，本件引用意匠及び周知意匠は「公然知られた形状等」に当たらない。

なお，原告は，創作非容易性に係る判断の誤り（取消事由 3）についても争ったが，本願は最終的に拒絶され，意匠の内容が不明であるため，当該取消事由の詳細については省略する。

(2) 結論

判決は，取消事由 1～3 のいずれについても，審決の判断に誤りはないとした。

(3) 裁判所の判断理由

イ 取消事由 1（審判における拒絶理由通知に関する手続違背）について

裁判所は，「周知意匠は，その分野において一般的に知られ，当業者であれば当然知っているべき意匠をいうにすぎないのであるから，審判手続において拒絶理由通知に示されていない周知例を加えて創作非容易性がないとする審決をした場合であっても，原則的には，新たな拒絶理由には当たらないと解すべきである」とした上で，「本件各審決は，『容器本体のうち，周面の正面中央に上端から下端まで垂直に細長い透明な観察窓を設けた点』に関し，周知例を追加するものにすぎず，当該構成が周知であること，本願各意匠がごくありふれた態様から選択した程度にすぎないものであることについては，原告も十分反論の機会が与えられていたものというべきである」とし，原告の主張は採用できないとした。

ロ 取消事由 2（引用意匠及び周知意匠の公然性に係る判断の誤り）について

裁判所は，「引用例 2 が，本願優先日の約 1 年 11 か月前に大韓民国において発行されたものである以上，少なくとも同国において公然知られたものとなってい

た事実を優に推認することができるものである。また、特許庁が受け入れてから本願優先日までに約1年7か月が経過している以上、日本国内においても、同様に公然性を認めることができる」とし、また、「平成8年9月9日発行の引用例1、同月19日発行の引用例3、昭和62年12月26日公開の引用例4、平成16年3

月4日公表の周知例1、平成14年6月11日公開の周知例2及び平成15年1月15日公開の周知例3についても、同様に、公然性ないし周知性を認めることができることは明らかである」とし、原告の主張は採用できないとした。

8. 図面

【本願意匠】

本願拒絶のため、不明。

【引用意匠】

【引用意匠1】 意匠登録第962940号公報

包装用噴霧器



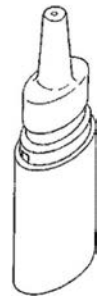
【引用意匠2】 大韓民国登録第30-432650号意匠公報

包装用容器



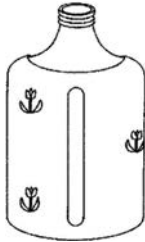
【引用意匠3】 意匠登録第962940号の類似1公報

包装用噴霧器



【引用意匠4】 実開昭62-203857号公報

覗き窓を有するスリーブ形成用収縮性複合シート



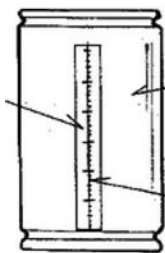
【周知意匠1】 特表2004-506495号公報

スプレー装置



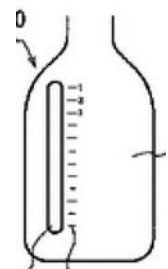
【周知意匠2】 特開2002-166943号公報

中身の見え量積のわかる容器



【周知意匠3】 特開2003-011980号公報

加飾を施した発泡合成樹脂製の積層容器



(担当者：内藤拓郎)

Ⅲ 「角度調整金具揺動アーム」 事件

1. 事件番号：大阪地判 H23(ワ)9476
2. 事件の種別：意匠権侵害差止請求
3. 裁判所：大阪地方裁判所
4. 判決日：平成 24 年 5 月 24 日
5. 意匠登録番号：1379531・1399739
6. 意匠に係る物品：角度調整金具用揺動アーム
7. 結論：一部認容

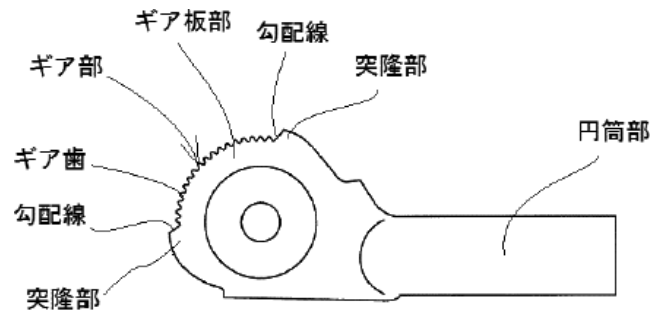
8. 判示要約

8. 1 概要

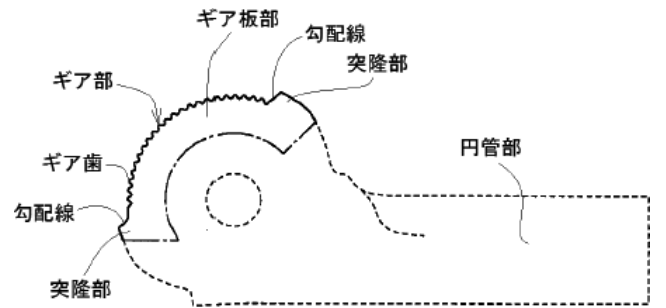
本件意匠 1（意匠登録 1379531）および本件意匠 2（意匠登録 1399739）の専用実施権を有する原告が、イ号製品が本件意匠 1 を、ロ号（ロ-1号、ロ-2号、ロ-3号）製品が本件意匠 2 を、それぞれ侵害するとして製造の中止等を求めた。

このうち、部分意匠にかかわるのは、ロ号製品が本件意匠 2（部分意匠）に類似するかの点である。

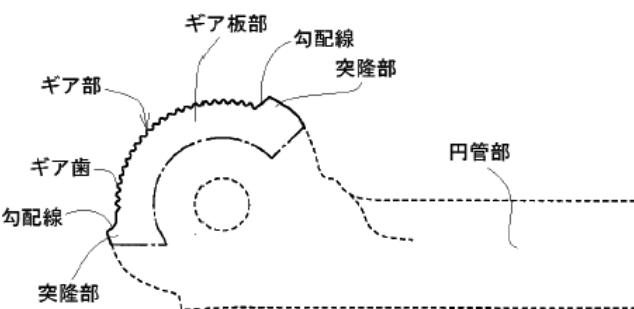
これについて、裁判所は、ロ-1号、ロ-2号製品は本件意匠 2 に類似するとして、原告の請求を認容した。また、ロ-3号製品は本件意匠 2 に類似しないと、原告の請求を棄却した。



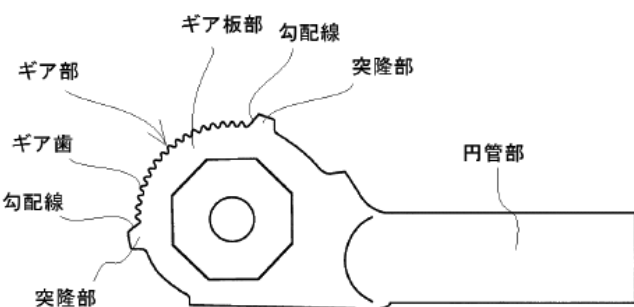
【ロ-1号意匠の名称説明図】



【本件意匠 2 の名称説明図】



【本件意匠 2 の名称説明図】



【ロ-2号意匠の名称説明図】

8. 2 裁判所の判断

(1) 類否判断の基本的な手法 (P35)

類否判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分について要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきであると判示している。

(2) 類否判断における要部の認定手法

・作用効果の参酌

本件意匠に係る角度調整金具が有する作用効果（ギャ部の歯が小さくとも、大きな荷重を受け持つことができ、ギャ歯の数を増やすことができる）を把握し（P35～36）、当該作用効果をもたらしている構成部分（2枚のギャ板の配設状況、ギャ歯及びその周辺の特徴的な構成である突隆部の形状）が需要者等により注意を惹かれる部分、つまり要部であると認定している（P46～47）。

・公知意匠の参酌

類否判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであり（意匠法 24 条 2 項）、公知意匠からの創作が容易であるかどうかは創作非容易性の問題であるとしている（P47～48）。

(3) 本件意匠（部分意匠）に対する口号意匠の類否判断対象部分の認定

口号意匠において部分意匠とされた範囲外の部分（破線部分）に対応した部分については、類否判断とは関係がないとしている（P51, 53）。

「被告は、ロ－1号意匠のギア板部の表面に円状膨隆部が形成されており、この点においても本件意匠2と相違する旨主張するものの、ギア板部の表面は、本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるから、本件意匠2との差違点とはなりえない。」（P51）

「被告は、本件意匠2の上突隆部が下突隆部よりも大きいのに対し、ロ－1号意匠の上下突隆部の大きさは同じであるとも主張するものの、本件意匠2は部分意匠であり、下突隆部全体の大きさを限定したものであるとは認めることができないから、この点に関する被告の主張も失当なものである。」（P51）

「上記変更部分のうち下突隆部の下り勾配線を設けた部分は、前記(3)イ(ア)のとおり、本件意匠2において部分意匠とされた範囲外の部分であるから、類否判断とは関係がない。」（P53）

(4) 部分意匠とされた範囲外の部分（破線部分）の取り扱い

破線部分の考え方については、独立説（対比する同一又は類似の物品の意匠中に部分意匠と同一又は類似の意匠が用いられている限り類似範囲にあるとする考え方）、要部説（破線で示された全体意匠の中の部分意匠の位置、大きさ、範囲と異なる態様で同一又は類似の部分意匠が用いられている場合には、類似範囲内に入らないとする考え方）、タイプ別部分意匠類否論（部分意匠を部分自体に創作的寄与が認められる場合には独立説に立ち、配設関係（位置、大きさ、範囲）に創作的寄与が認められる場合は要部説に立つという考え方）がある。

そして、特許庁・審査基準では、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定について、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲等を勘案して総合的に判断するとあることから、要部説の立場をとっているものと考えられている。

一方、本判決では「破線部分は類否判断の対象外」としていることから、独立説あるいはタイプ別部分意匠類否論の立場がとられていると思われる。

但し、「被告は、ロ－2号意匠のギア板部には八角形

状膨隆部が設けられており、この点において本件意匠2と相違する旨主張するものの、被告も自認するところ、本件意匠2において部分意匠とされた範囲に限れば、かろうじて三角形に4個看取することができるかどうかのものであり、全体の美感を左右するものということとはできない。」（P54）なる見解からは、迷いも感じられる。

(5) 結論

<ロ－1号、ロ－2号：類似> ロ－1号意匠は本件意匠2の要部において構成態様を共通にするものであり、両意匠の差異点は両意匠の共通点を凌駕するものではなく、需要者に異なる印象を与えない。

<ロ－3号：非類似> ロ－3号意匠は本件意匠2の要部において構成態様を共通にするものであるが、ロ－3号意匠の改変部分に係る差異点（看者の注意が惹かれる要部であるギア歯の両端が、上下突隆部のギア部側を小さく略U字形に切除されている点）は本件意匠2との共通点を凌駕している。

（担当者：大畑敏郎）

Ⅳ 「マンホール用蓋受枠」事件

1. 事件番号：平成 20 年(ワ)第 14302 号
2. 事件の種別：意匠権侵害差止等
3. 裁判所：大阪地方裁判所
4. 判決日：平成 22 年 1 月 21 日
5. 意匠登録番号：意匠登録第 1215512 号
6. 意匠に係る物品：マンホール用蓋受枠
7. 結論：棄却
8. 判決要約

意匠に係る物品を「マンホール用蓋用受枠（部分意匠）」とする

（3）本件登録意匠 A の要部

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法 24 条 2 項）。したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。以下、本件登録意匠 A の要部を検討する。

ア マンホール蓋用受枠の性質、用途、使用

マンホール蓋用受枠は、マンホールの蓋を内周面で支える受枠であり、自治体等が購入し、地面に設置するものである。マンホールは、通常は蓋が閉じられているため、受枠が設置された状態において、その内周面が人の目に触れることはない。内周面人の目に触れ購入検討時、設置工事時、マンホール使用のため蓋を外したときなどである。そして、マンホール蓋用受枠は相当の重量を有するが（甲 D2）、設置前であれば、需要者である自治体の担当者や工事業者（需要者については争いが無い。）は、これを任意の角度から観察できる。

イ 公知意匠

マンホール蓋用受枠に係る公知意匠としては、引用意匠 A が存在する（乙 A1）。引用意匠 A は、右図のとおり、内周部において、内方下方向へ傾斜した突設部を形成し、さらに突設部と外周壁との隙間に水平部を設けたものであるが、突設部の下端には内鑿が形成されている。

ウ 要部

前記イによれば、本件登録意匠 A の構成態様のうち、内周部に突設部を設け、突設部と外周壁との隙間に水平部を設けることは、本件登録意匠 A の出願当時においてあつたと認められる。

そして、前記(1)、同アによれば、需要者が本件登録意匠 A の実施品を観察する場合、上方からは、内方へせり出した（傾斜のある）突設部 J や内鑿を目にすることがなく、突設部が真下に落ち込み、突設部内周面によって形成される、内鑿などのない、真円柱を目にすることになるし、下方からは、内鑿で形成された幅広の底面を目にすることがなく、細幅の突設部先端を目にすることになる。そのため、本件登録意匠 A の突設引用部の態様は、需要者に対し、全体的にすっきりとした印象を与えるといえる。一方、突設部の外周面や、突設部と外周壁との間の水平部分は、受枠の下側から見ても、目立つ箇所とはいえず、その傾斜角度や突設部の厚み（厚みは突設部の内周面と外周面との関係によって決せられる。）を含め、需要者の注意を惹き付けるとは認められない。したがって、内鑿がなく、円柱状となっている突設部の内周面及び下端部（底面）が、本件登録意匠 A の要部であると認められる。

（4）対比

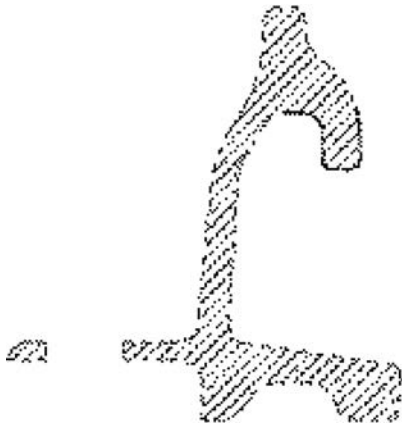
（中略）

（5）類否判断

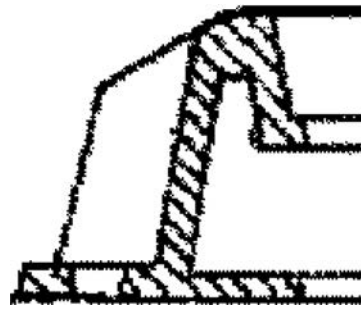
ア 前記(4)アのとおり、本件登録意匠 A と被告意匠 A は、いずれも突設部内周側に内鑿を有しておらず、下端部と内周面や外周面との境界がいずれも半径の小さいアール状である点で共通している。

イ しかしながら、本件登録意匠 A は、前記(1)、(3)ウのとおり、本件登録意匠 A の実施品を上方から観察した場合、突設部が真下に落ち込み、突設部内周面のできる真円柱が見えるのに対し、被告意匠 A では、(2)のとおり、需要者が、被告製品 A を上方から観察する際、突設部内周面のできる壁面は、上半分がテーパー状で、下半分が円柱状の分かれている態様を目にすることになり、需要者に、あたかも突設部全成しているような印象を与える（甲 A6、甲 D1、乙 D4～6）。上記のとおり、差異点により、被告意匠 A は、本件登録意匠 A と異なる印象を与えるものである。

本件登録意匠 A



引用意匠 A



(担当者：加藤恒久)

V 「呼吸マスク」事件

1. 事件番号：平成 22 年(行ケ)第 10079 号
2. 事件の種別：審決取消請求
3. 裁判所：知財高裁
4. 判決日：平成 22 年 7 月 7 日
5. 判決の内容：棄却
6. 意匠登録出願番号：意願 2007-304000 号 (不服 2008-31724 号)
7. 意匠に係る物品：呼吸マスク
8. 裁判所の判断

本願意匠と引用意匠との類否について

(1) 意匠法 3 条 1 項 3 号について

意匠法 3 条 1 項 1 号及び 2 号所定の公知意匠と類似の意匠であることを理由として、同項 3 号に該当することを理由に意匠登録出願について拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、さらに、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。意匠権の効力は、登録意匠及びこれに類似する意匠にも及び、意匠の類否の判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされているから(意匠法 23 条, 24 条 2 項), 同法 3 条 1 項 3 号においては、同一又は類似の物品の意匠間において、需要者の立場からみた美感の類否が問題となる(最高裁昭和 45 年(行ツ)第 45 号同 49 年 3 月 19 日第三小法廷判決・民集 28 卷 2 号 308 頁, 最高裁昭和 48 年(行ツ)第 82 号同 50 年 2 月 28 日第二小法廷判決・裁判集民事 114 号 287 頁参照)。

(2) 物品の類否

本願意匠は、意匠に係る物品を「呼吸マスク」とす

る部分意匠である。引用意匠は、簡易マスクに関するものであり、本願意匠の部分に対応するマスクの上織部である。

よって、本願意匠に係る物品と引用意匠に係る物品とは、少なくとも類似し、この点について当事者間に争いはない。

(3) 意匠の観察方法について

ア 原告は、本願意匠に係るマスクのような、立体物でありかつ形態が不使用時状態、使用直前状態、装着状態により変化する物品については、外部から観察される限り、物品の状態や観察方向は限定されるべきではなく、各状態、特に、需要者にとって関心が最も高い装着状態の形態に重きをおいて、当該部分意匠を多方向から三次元的にかつ総合的に観察した上で、部分意匠の形態の特徴を把握するべきであると主張する。

イ しかしながら、意匠登録を受けようとする者は、願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付しなければならない(意匠法 6 条 1 項)、通商産業省令で定める場合はこれに代えて意匠登録を受けようとする意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することができ(同条 2 項)、意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならないとされている(同条 4 項)。そして、いわゆる基本六面図のほか、斜視図その他の必要な図面を加え、意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加え(意匠法施行規則 3

条、様式第6備考8. 14), 開くものの意匠であって開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成すべきものとされている(同様式第6備考20)。

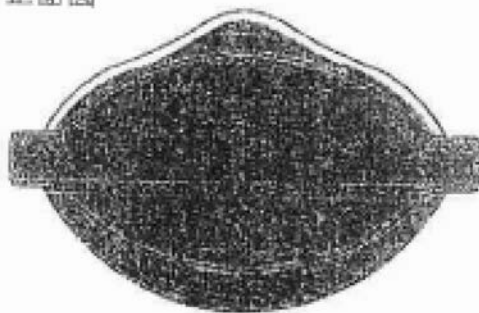
したがって、出願人たる原告において、不使用時状態、使用直前状態及び装着状態とで、意匠に係る物品の形状が変化するというのであれば、本来、適宜の必要な図面を加え又は意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成すべきものであるところ、原告は、願書に、折り畳むとフラットな状態になることは記載しているものの、装着状態が別紙第1記載の図面とは異なるものであることを記載していないし、装着状態の説明もなく、別紙第1記載の図面以外の図面等を提出していない(甲1)。そして、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された意匠に基づいて定めなければならないとされているこ

と(意匠法24条1項)に照らしても、願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された事項及びここから認識できる事項以外の事項を考慮して本願意匠を認定し得るとすることは、相当でない。

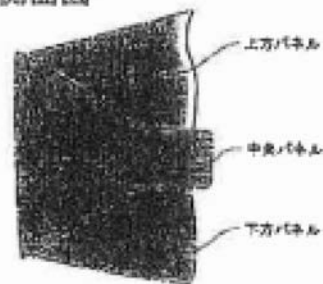
また、意匠は物品の形状等であるところ(意匠法2条1項)、呼吸マスクの装着状態は、これを装着する者の顔面の大きさや輪郭線、装着の仕方等によって変形し得るものであり、特に本願意匠のような、呼吸マスクの外縁部分の一部である帯状の部分のみを対象とする部分意匠においては、その図面によることなくその態様を認定することが困難である。そして、原告において、別紙第1の図面に記載された形態が、呼吸マスクの使用直前状態を現すものと主張するところ、その状態は、呼吸マスクという本願意匠に係る物品自体の形態として通常観察される状態であり、上記図面に記載され、又はこれにより現された意匠に基づいて、本願意匠を認定することに、誤りはない。

本願意匠

正面図

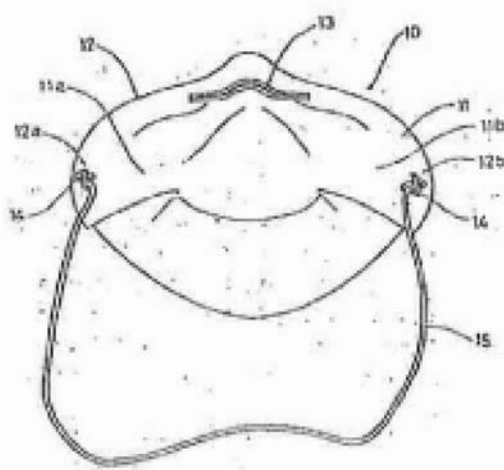


参考右側面図

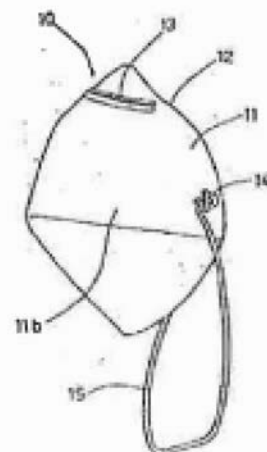


引用意匠

第2図



第3図



(担当者：大畑敏郎)

Ⅵ 「貼り薬」事件

1. 事件番号：平成 21 年(行ケ)第 10209 号
 2. 事件の種別：審決取消請求
 3. 裁判所：知財高裁第 2 部
 4. 判決日：平成 22 年 1 月 27 日
 5. 意匠に係る物品：「貼り薬」
 6. 結論：棄却
 7. 判決要約
- ### 7. 1 事件の概要

本件は、意匠に係る物品を「貼り薬」とする登録第 1322072 号について、原告が意匠登録無効審判請求したところ、特許庁が請求不成立の審決をしたため、その審決の取り消しを求めたものである。

7. 2 判決の要約

争点

① 本件登録意匠と引用意匠の類否

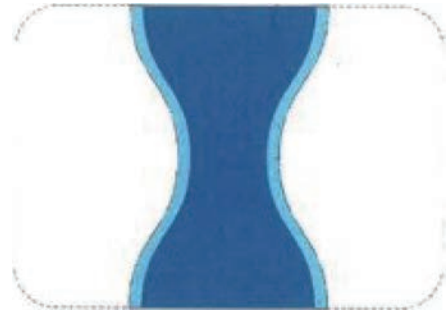
ア 本件登録意匠と引用意匠を対比した場合、両意匠は、審決が認定した通り、背割り線をその中央に括れのあるものとし、上下方向を拡張して互いに外側にわずかに弧状とし、中央分離帯部と左右の両剥離シートの縁とが、密接する点において共通するが、本件登録意匠は、左右の剥離シートの中央分離帯部に接する上下全長に帯状部（左右の剥離シートの帯状部）を設けているのに対し、引用意匠は同部位に帯状部をもうけていない点、及び本件登録意匠は、中央分離帯部の剥離シートを青色とし、左右の剥離シートの上部を水色としているのに対し、引用意匠は中央分離帯部の剥離シートとが、いずれも透明である点に差異がある。

そして本件登録意匠は上記のような、2 色の色分けを採用することにより、上記背割り線の形状を際立たせるとともに、機能的にも、中央分離帯部と左右の剥離シート部の剥離シート部は透明であるため、透明シートの切断船の視認性は相対的に低いものとなっているから、本件登録意匠における上記差異点は、全体として背割り線を含む形状における共通性を凌駕する影響を美感に与えるものである。

② 原告は、色彩学の観点から、本件登録意匠における中央分離帯とこれに接する左右の剥離シートにおける帯状体の各配色に新規性はないと主張するが、上記アの通り、本件登録意匠は、中央分離帯に接する左右の剥離シートに帯状の模様を配し、これと中央分離帯とを塗り分けることにより、全体として 2 色の色分け模様を構成した点に美感上の差異を生じさせている

のであって、単に配色のみで引用意匠との美感上の差異を生じさせるものではないから、原告の上記の主張は採用することはできない。

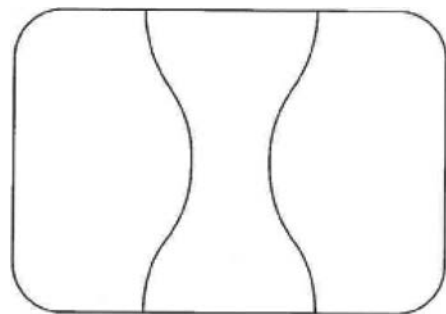
本件登録意匠



剥離シートの一部をはがした状態の斜視図



引用意匠



(担当者：加藤恒久)

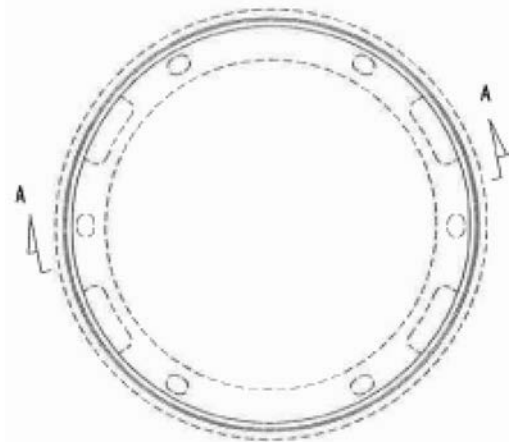
VII 「マンホール用蓋受枠」事件（控訴審）

1. 事件番号：平成 22 年(ネ)第 10014 号
2. 事件の種類：各意匠権侵害差止等・特許権侵害差止等請求控訴事件
3. 裁判所：知財高裁第 1 部
4. 判決日：平成 23 年 03 月 28 日
5. 意匠登録番号：第 1215509 号，第 1215512 号
6. 意匠に係る物品：マンホール用蓋受枠
7. 結論：棄却
8. 判決要約

控訴人は、「原判決は、『被告意匠 A では、…需要者が、被告製品 A を上方から観察する際、突設部内周面でできる壁面は、上半分がテーパー状で、下半分が円柱状の二段に分かれている態様を目にする』（29 頁 4 行～7 行）と認定する。しかし、上記判断は、本件登録意匠 A の権利範囲外の部分を対比しており、その対比対象を明らかに誤っている。部分意匠は、独創的で特徴ある『物品の部分』を保護する制度であるから、部分意匠の類否判断においては、部分意匠が認められた物品の部分どうしを対比すべきであり、物品の他の部分に異なる構成があったとしても、類似性の判断に影響を及ぼさないことはいうまでもない。」と主張したが、裁判所は、部分意匠制度は、独創的な創作がなされた物品の部分に係る意匠を保護する必要性から立法されたものである（意匠法 2 条 1 項参照）が、部分といっても、あくまでベースとなった物品の形状全体との関係における部分であるから、部分意匠の形態のみならず、物品全体の位置、大きさを勘案しながら部分意匠の類似の範囲を判断すべきである」とした。（H20(ワ)14302 事件の控訴審）

部分意匠制度は、独創的な創作がなされた物品の部分に係る意匠を保護する必要性から立法されたものである（意匠法 2 条 1 項参照）が、部分といっても、あくまでベースとなった物品の形状全体との関係における部分であるから、部分意匠の形態のみならず、物品全体の位置、大きさを勘案しながら部分意匠の類似の範囲を判断すべきである。したがって、仮に、原判決が控訴人の主張の通り、部分意匠の範囲外の部分を対比したとしてもこれが直ちに誤りであると言えないのみならず、後期の通り、原判決は部分意匠の範囲外の部分を対比したものではない。」とした。

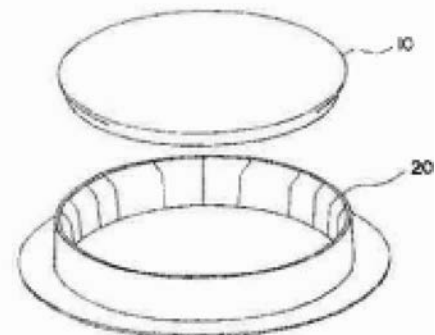
本願意匠 1215509



本願意匠 1215512



本願特許 3886037



(担当者：加藤恒久)

Ⅷ 「転写ロール」 事件

1. 事件番号：平成 21 年(行ケ)第 10051 号
2. 事件の種別：審決取消請求
3. 裁判所：知財高裁第 3 部
4. 判決日：平成 21 年 8 月 31 日
5. 意匠に係る物品：「光学部品シート転写成形ロール」
6. 結論：認容
7. 判決要約
7. 1 事件の概要

本願意匠（意願 2007-11151 号「光学部品シート転写成形ロール」）が、引用意匠（特開 2004-42475 号「転写用ロール」と類似するから、意匠法第 3 条 1 項 3 号に該当し、意匠登録を受けることができるかが争われた。

7. 2 判決の要約

①本願意匠

本願意匠における凹所の配置上の各特徴、すなわち、凹所が螺旋状に傾けて配列されていることに照らすのであれば、本願意匠は、「対称ではない」、「均衡を欠く」、「定型的ではない」などの印象を与え、また、

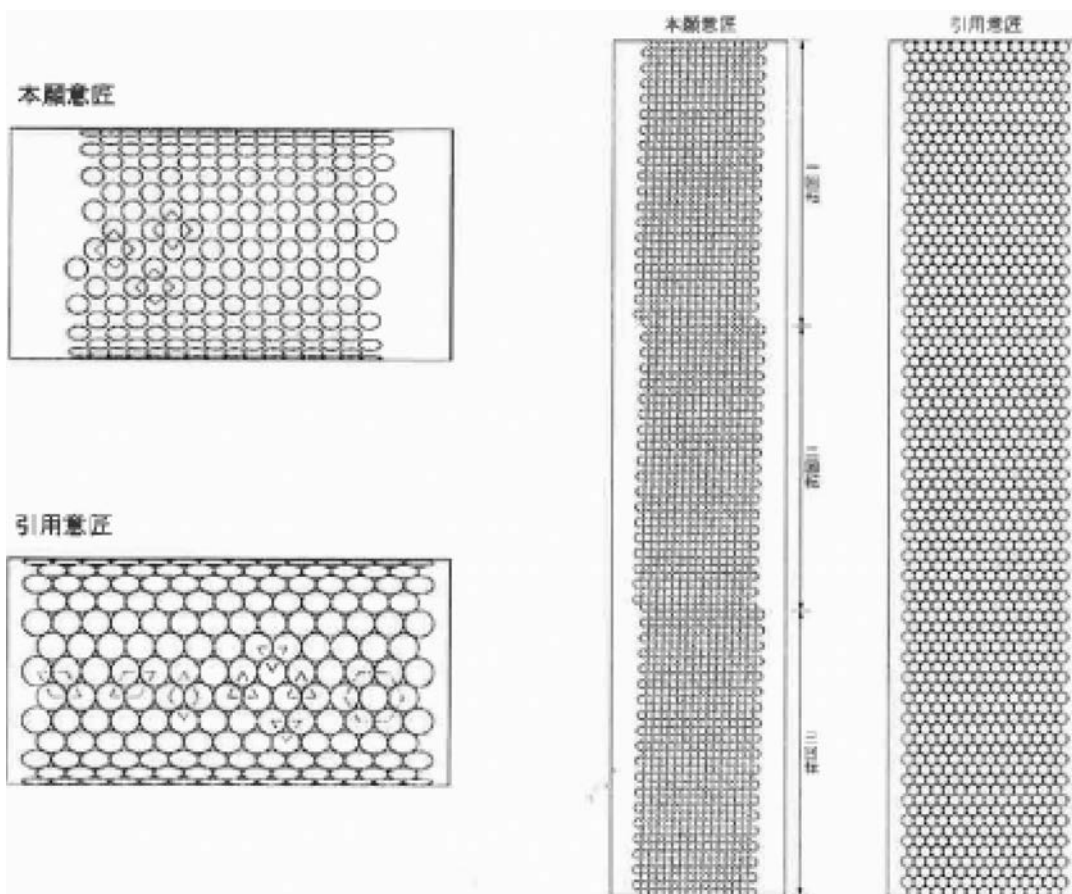
凹部同士が、接触することなく凹部の直径とほぼ等しい距離を置いて、左右及び上下（軸方向及び円周方向）に隔離していることや平坦余地部が比較的広く確保されていることに照らすならば、本願意匠は、全体として緩慢でゆったりした印象を与え、これらの特徴によって特有の美感を生じさせている。

②引用意匠

引用意匠における凹部の配置上の各特徴、すなわち、凹部が軸方向及び軸錐長駆方向に隣接するすべての凹部と接触していることや平坦余地部が狭いことに照らすならば、引用意匠は密集した余裕のない印象を与え、また、ロール本体の軸方向の直線に協調されていることに照らすならば、全体として機械的であるとの印象を与える。

③結論

凹部の具体的な配列において、上記のような差異があり、その相違により、見る者に対して美感上の相違を感じさせる。したがって、本願意匠は引用意匠に類似しない。換言すれば、引用意匠の類似範囲は狭いものであって、本願意匠はその類似範囲に含まれるものとはいえない。



(担当者：谷崎正剛)
(原稿受領 2014. 7. 24)